

# 日本大学は、非常勤講師規程の5年雇止めを撤回しなさい

## 100名を超える組合をつくり、日大ユニオンを結成しよう！

日本大学は、本年11月、大学非常勤講師就業規則の制定・施行の知らせを通知しました。ところが、非常勤講師規程第5条第4項第1号に、2016年度以降に新たに嘱任する非常勤講師について契約更新の5年上限を規定し、同項第2号に、組合と争いになっている契約年齢上限の70歳を規定し、法令違反と不利益変更を強行しようとしています。また、2018年4月1日施行の就業規則で、2016年度に遡って更新5年上限を導入しようとしていたり、過半数代表選挙についても、立候補者の互選で絞り込み、不信任投票で選出する方法など問題だらけです。今回の日本大学の就業規則は、首都圏の一定規模以上の私学ではほとんどが断念した更新5年上限を規定する異常なものです。「契約当初から更新期間、更新回数の上限を5年までと設定する場合は、「無期転換を避けることを目的として無期転換申し込み権が発生する前に雇止めすることは労働契約法の趣旨に照らして望ましいとは言えない」と指摘されているケースであり（平成28年11月17日参議院厚生労働委員会議事録）、労働基準監督署によっても効力無効と判断される可能性があります。日本大学では、この間、雇止め、違法クーリング（通年雇用の半期への転換）、非常勤講師を優先したコマ減等も相次ぎ、組合との個別紛争件数は最大となっています。新学部における16名の雇止めと違法・不利益変更の就業規則の制定が強行されるなら、日本最大のブラック大学となりかねません。ブラック化を阻止できるのは強力な首都圏組合です。日大ユニオンを結成し、反撃しましょう！

### 首都圏

### 大学

### 非常勤講師組合

加入申し込み・相談

FAX/TEL

04 26-27-4420

書記長志田昇

早稲田大学に続き、明治大学でも非常勤講師の処遇改善へ向けた動きが…この動きを確かなものに。あなたの出講大学にも非常勤講師組合のグループをつくり、団体交渉をすすめましょう(^)/

### 明治大学は講師給の1コマ月額千円の引き上げを回答しました。この動きを首都圏に広げよう！

明治大学との団体交渉は、2017年10月31日、組合側が要求していた理事（教務担当中村理事・総務担当大田原理事）の出席の下に開催され、冒頭ふたりの理事が発言し、組合側の要求に応え、今回理事会として講師給引き上げについて、一定の判断を行ったことを表明しました。具体的には笠松人事部長より、一コマ一律千円の月額講師給の引き上げを行い4月に遡って支給するとの回答がありました。

組合側は、今井副委員長が対応し、今回の回答を歓迎しました。2018年度に早稲田大学との顕著な格差が生じる事も踏まえ、今回、出講手当の講師給への組み入れを含む大幅な引き上げを要求しており、1000円は、その額には到底及ばないものの、組合として今年の交渉で全額を実現しようとしている訳ではなく、従来と比較すれば非常勤講師の処遇改善に向け第一歩が踏み出されたと評価できる（執行委員会の確認を経て妥結する）。また今後の中心的な検討課題のひとつとして、週3コマ9万円程度で、短時間労働者の要件を満たし、厚生年金等へ加入できるよう、授業時間のみによる現行の不合理な契約労働時間を適正化することを挙げました。

**各大学で団体交渉の申し入れを行い、首都圏大学非常勤講師組合の活動を強めましょう。**

**専業非常勤講師の皆さん、組合に加入し、あなたの大学でも講師給の大幅引き上げを実現しましょう！**